

議会報告

第三回第四回

第三回町議会は六月三十日招集され議案として十四号神之浜海岸堤防災害復旧工事の契約の件、十五号住宅敷地として町有地と民有地交換の件、十六号當年公営住宅建築の件、十七号市之川町改良工事費の件、十八号當年公営住宅地主の件、十九号大根占町民登録手数料標準制定の件、二十号廿七年度における臨時手当支給額例制定の件、二十一号廿七年度追加予算について、二十二号町婦人会に対し皇居滑稽上京旅費補助の件、以上五議案が提出され内十五号は財務委員会付託二十二号は否決され全部可決された外に請願文書第一号消防会館付近道路補装方の件、は土木委員会に一〇号廿七年度における臨時手当支給額例制定の件、二十二号廿七年度追加予算について、二十三号は否決され全部可決された外に請願文書第一号消防会館付近道路補装方の件、は土木委員会に

付託された。

第四回町議会は八月二日招集され三号馬場中原赤穂村伐採に対する代並の弁償について、二三号町議会規則について、廿五号賃料改定の一部改正について、廿六号大根占町海堤整備工事認可について、廿七号町税課事例の一部改正、三十号土木灾害復旧事業の起債について、三一号年度計画の起債について、三二号海岸堤防災害工事の請負契約について、三三号一般会計第三回追加予算について、三四号年度計画第三回追加予算について、三五号議案は經濟委員会付託となり他は原案可決され尙岩元部落より提出の橋梁改修の請願は当局に於て既に急患措置が講ぜられ今は農道として取上げて処理する旨の説明がありそのまま承認され

かねて町税を始める種類の調査申告納付等万般に亘る諸大なる御協力と御文運を賜り厚く感謝申上れる所である。先般我々日本国民は誠和と独立の榮を獲得したのであります。時に自立経済の開拓は容易ならぬものがあります。租税と國庫税は密接な關係があり財務行政の運営如何が直接關係のある納稅者の皆様方の協力なくしては國庫行政の円滑正確なる実績を望むことは出来ないであります。この意味に於きまして昭和廿七年八月末現在の各項開拓耕種成積を掲示致し今後皆様方の格段の御努力と御協力を重ねて御願申上する次第であります。

昭和廿七年分町税納入成績一覽表

昭和廿七年八月三十日現在

地 賦 課

方 限

区分

調定額

徵收百分比

順位

同

一区

二区

三区

四区

五区

六区

七区

八区

九区

十区

十一区

十二区

十三区

十四区

十五区

十六区

十七区

十八区

十九区

二十区

二十一区

二十二区

二十三区

二十四区

二十五区

二十六区

二十七区

二十八区

二十九区

三十区

三十一区

三十二区

三十三区

三十四区

三十五区

三十六区

三十七区

三十八区

三十九区

四十区

家屋使用別棟数及坪数並評価額

27年評価資料より

棟区分 内訳 家屋種別	大根占校区			神川校区			池田校区			宿利原校区			合計		
	棟数	坪数	評価額	棟数	坪数	評価額	棟数	坪数	評価額	棟数	坪数	評価額	棟数	坪数	評価額
専用住宅	251 (64)	3,963.25 (425.50)	9,357,200 (299,900)	30 (11)	371.25 (63.75)	963,500 (51,300)	3 (1)	30.00 (3.00)	38,600 (300)	—	—	—	284 (76)	4,364.50 (497.25)	10,359,300 (351,500)
併用住宅	134 (1)	3,513.25 (800)	12,036,500 (6,400)	11	225.25	451,700	7	111.75	204,600	1	22.25	26,700	153 (1)	3,872.50 (8.00)	12,719,500 (6,400)
農家住宅	685 (63)	12,828.00 (452.75)	34,287,700 (307,300)	627 (115)	9,567.50 (858.50)	20,393,000 (510,900)	396 (58)	5,904.25 (404.75)	9,193,800 (224,100)	347 (84)	4,584.25 (628.00)	6,974,600 (406,600)	2,055 (320)	32,884.00 (2,344.00)	70,849,100 (1,448,900)
漁家住宅	186 (67)	2,191.25 (485.25)	3,594,100 (306,900)	—	—	—	—	—	—	—	—	186 (67)	2,191.25 (485.25)	3,594,100 (306,900)	
厩舎	375 (4)	4,069.00 (34.00)	5,882,600 (6,400)	286 (8)	2,839.50 (48.50)	3,809,400 (22,500)	211 (6)	2,225.75 (48.75)	2,052,300 (25,000)	132 (3)	1,298.75 (17.25)	1,373,700 (7,200)	1,004 (21)	10,433.00 (148.50)	13,118,000 (61,100)
乾燥場	75	785.75	1,457,500	47	548.50	972,400	74	904.00	1,301,500	44 (1)	491.00 (8.25)	666,000 (7,900)	240 (39)	2,729.25 (248.75)	4,397,400 (230,200)
雜種家屋	161 (2)	1,537.00 (12.00)	1,655,400 (4,800)	51 (1)	370.00 (10.50)	415,900 (6,700)	58	370.75	297,300	39 (1)	248.75 (8.50)	6,100 (6,100)	309 (3)	2,526.50 (22.50)	2,598,800 (11,500)
工 場	43 (1)	1,403.75 (38.25)	1,537,900 (7,600)	11	396.50	452,300	5	56.00	26,500	1 (1)	7.50	6,300	60 (1)	1,863.75 (38.25)	2,023,000 (7,600)
店 舗	40 (1)	752.50 (3.00)	1,638,100 (2,100)	6	163.75	368,600	3	31.50	33,200	—	—	—	49 (1)	947.75 (3.00)	947,75 (2,100)
倉 庫	31	553.50	861,400	7	252.00	355,100	—	—	—	—	—	—	38 (1)	805.50 (3.00)	805,50 (2,100)
合 計	1,981 (203)	31,597.25 (1,458.75)	72,308,400 (941,400)	1,076 (135)	14,734.25 (981.25)	28,181,900 (591,400)	757 (66)	9,634.00 (469.75)	13,147,800 (257,300)	564 (88)	6,652.50 (653.75)	9,277,500 (419,900)	4,378 (492)	62,618.00 (3,563.50)	122,915,600 (2,210,000)

1、()の数字は一所有者の合計額が10,000円に満ざるもの。2、公共及部落集会所の建物は含まず。3、27年の評価は26年の評価方法と同じである。
附記 1・土地については目下集計中であり評価方法についても一筆調査の結果によりなすため次回町報にて猪表致します。2・固定資産課税台帳の総括期間は10月1日から10月20日までです。